

## 大塚山納骨堂（永年合葬室）を生前登録された方へ

### ◎ 使用許可書を受け取ったら・・・

- ①『永年合葬室（生前登録）使用許可書』は大切に保管してください。
- ②生前登録した方が亡くなった後、申請の際に『永年合葬室（生前登録）使用許可書』が必要となりますので、祭祀予定者などが保管場所についてわかるようにしてください。
- ③生前登録した方が亡くなった後、下記の申請が必要となります。生前登録された方は、祭祀予定者の方などに手続きが必要である旨お話しください。

### ◎ 届出書類について（生前登録された方が亡くなったら・・・）

- ・ 生前登録者の焼骨に係る収蔵申請書（第7号様式）
- ・ 添付書類
  - ① 生前登録者（死亡者）の 火葬許可証
  - ② 収蔵申請者の身分を証明する書類等  
⇒住所が記載されている 運転免許証・健康保険証・パスポート・住民票 など、いずれか一つ
  - ③ 『永年合葬室（生前登録）使用許可書』

### ◎ 手続き～納骨までの流れ・・・

- ① 生前登録者が死亡  
↓※ 収蔵申請者の方は一度、環境共生課に生前登録者が亡くなった旨及び希望する納骨日時をご連絡ください。なお、必ずしも希望する納骨日に納骨できるわけではありませんので、希望日を複数決めてください。
- ② 収蔵申請者が、環境共生課に 生前登録者の焼骨に係る収蔵申請書（第7号様式）と添付書類を提出  
↓※ 書類提出より、納骨まで2週間以上要します。
- ③ 収蔵申請者に、「生前登録者の焼骨に係る収蔵承認書」を交付  
↓
- ④ 大塚山納骨堂（永年合葬室）に納骨

### ◎ 納骨にあたっての注意事項

- 当日持参するもの
  - ・ 納骨する焼骨
  - ・ 「生前登録者の焼骨に係る収蔵承認書」
- 大塚山納骨堂で準備されているもの
  - ろうそく立て、線香立て
- ご自分で準備するもの、その他諸注意
  - ・ ろうそく、線香、火（マッチ・ライター）は、収蔵申請者をご用意ください。
  - ・ 花は供えることができます。
  - ・ 食べ物は、祭壇にお供えされても結構ですが、お持ち帰り頂くようになります。  
※ 線香を上げたり、お供えする事は、必ず行わなければならないという事ではありません。

#### 《ご連絡先》

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号  
会津若松市役所 環境共生課 ☎0242-39-1262(直通)